

山都町立中島小学校いじめ防止基本方針

【はじめに】

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わるすべての者が手立てを講じて未然に防止すべきものである。

本校においては、これまでもいじめを許さない学校・学級づくりと併せて、いじめを把握した場合には、いじめられている児童を「必ず守り通す」という強い姿勢でその解消に向けて取り組んできた。

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。いじめの問題に社会総がかりで対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が成立し、同年9月に施行された。

また、熊本県は、法第12条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）を踏まえ、平成25年12月26日に熊本県いじめ防止基本方針（以下「県の基本方針」という。）を策定した。

この中島小学校いじめ防止基本方針は、法律第71号で義務づけられた学校におけるいじめ防止の基本方針であり、学校が山都町、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

（具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。）

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、教育委員会とも連携し、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることとする。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

いじめから子どもを救うためには、大人も子どもも、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、

「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめは、どの学校でも、どの子どもにも、起こりうるものである。その際、迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ・不登校対策委員会

校長、教頭、教務、生徒指導担当者（兼情報集約担当者）、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ・不登校防止等の対策のための対策委員会を設置し、必要に応じて（毎月1回の定例会を含む）委員会を開催する。

(2) 校内研修・職員会等での研修・情報交換及び共通理解

① 情報集約担当者は、児童や教職員、保護者から訴えがあった被害児童、加害児童、その他の児童や関係者からの情報を収集、整理し、いじめ・不登校対策委員会において報告を行う。

② 「子どもを語る会」を毎週水曜日の校内研修の時間に実施し、全教職員で配慮を要する児童については、現状や指導についての情報交換及び情報の共有を図る。

③ 「特別支援委員会」を学年毎に日替わりで開催し、配慮を要する子への学習支援の方法や対策を行うだけでなく、家庭環境・学校生活等に関しても支援の在り方を検討する。（メンバー：校長、担任、特別支援コーディネーター、教諭補助）

③ ケース会議を木曜の放課後に、支援、配慮を要する子について、その子に応じた対策メンバー（管理職、担任、生徒指導、養護教諭、各機関等）で実施し、学習や生活等全般に渡る情報を共有し、指導・支援の方策を掴む。

3 いじめ未然防止のための取組（※年間指導計画は諸計画に掲載）

(1) 学級経営の充実

○毎月実施する「見つめカード」や、年3回の「心のアンケート」だけでなく、日常より保護者や地域との繋がりを生かし、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

○校区の状況から、学校が子ども同士の繋がり合いを育てる最大のものであることを念頭に置き、友だちとのことを互いに知り、認め合い、共に伸びる学級経営を行う。

○分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

○道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。

○全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

○道徳の公開授業を実施し、地域・保護者への道徳教育推進の啓発を行うと共に、教師の指導力の向上を図る。

(3) 相談体制の整備

○「心のアンケート」後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。

○いじめ・不登校対策委員会や特別支援コーディネーターとの連携をもとに、ケース会議や教育相談を実施し、相談体制の充実に努める。

(4) 児童会活動、縦割り班活動の充実

○児童会活動の基底に「中島っ子なかよしアピール」を据え、児童が主体的に、互いに人権を尊重し合う視点に立つ児童会活動の推進を図れるようにする。

○縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

○全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童に

モラル教育をするなどして迅速に対応する。

○保護者についてもインターネットに関する諸問題を提示し、児童の使用においては、各家庭で「使用のきまり」をつくり、厳守するよう支援を行う。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

○中学校や保育所と情報交換や交流学习を行う。

4 いじめ早期発見のための取組（※年間指導計画は別表）

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努め、情報集約担当者の情報をもとに、いじめや不登校の未然防止と早期解決を目指す。

保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、住民課、健康増進課、教育委員会、中学校や発達支援センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 愛の1、2、3運動+1の実施

(3) 毎学期に「心のアンケート」の実施

6月、11月、2月の3回、「いじめ発見チェックリストを使用し、「心のアンケート」を実施する。また、アンケートをもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。（保護者との面談も同時期に実施する）

(4) ノート・日記指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

5 いじめに対する早期対応（※いじめ・不登校等発生時のマニュアルは別紙）

○いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

○いじめの事実が確認された場合は、いじめ・不登校対策委員会を開き、対応を協議する。

○いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

○いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

○事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

○犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

（「いじめの防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

○重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。

○教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

○上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

○上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。